

平成 24 年 3 月 30 日

郵政民営化法改正法案の国会提出にあたって

社団法人 全国信用金庫協会
会 長 大 前 孝 治

本日、郵政民営化法改正法案が国会に提出されました。

同法案では、金融 2 社の新規業務について、金融 2 社の株式が 2 分の 1 以上処分された後は届出制とすることとされており、届出制への移行にあたっては、他の金融機関との適正な競争関係への配慮義務や郵政民営化委員会への通知等が義務付けられ、監督上の命令規定の対象とすることとされております。

しかしながら、私どもといたしましては、届出制への移行にあたって、郵政民営化を適正に推進していくために設けられているこうした措置が実際に有効に機能するためには、さらに下記の対応が最低限必要であると考えております。

今後の国会審議にあたって、下記内容を担保するための措置を講じるなど、政府の関与が残る間、公正な競争条件が確保されないまま民間金融機関の業務を圧迫することのないよう、適切な制度設計を図っていただくことを強く要望します。

記

1. 郵政民営化委員会の委員に関しては、真に公正・中立な第三者とすべきである。
2. 新規業務の届出制に関しては、事前に郵政民営化委員会における十分な検証が行われないうまま、新規業務を取り扱うことがないようにすべきである。

以 上